㈱新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第３５回平成２２年６月２９日開催　午後６時30分から午後８時36分　第２委員会室

出席委員　辻山座長

区民検討会議　：高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議　　会　：根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会：針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者：なし　　傍聴者１名

１　本日の進め方について

（１）条例骨子案及びパブリック・コメントについて

（２）条例素案の策定に向けての検討事項

①区民の定義　　②その他の用語の定義

③住民投票　　④前文

⑤区分Ｈ：条例の見直し等　　⑥区分Ｉ：国や他自治体等の検討

⑦区分Ｊ：その他（教育・子ども）

（３）地域懇談会の開催について

２　議題

座長

・それでは、早速、第１の議題に入っていこうと思うが、第１の議題は条例骨子案及びパブリック・コメントについて。これは資料２及び資料５について、事務局から修正内容を。

事務局

・資料２は、前回の議論を踏まえて修正した形になっておりますが、資料５を使って修正した内容について御確認させていただきたいと思います。

１ページ目。これは、前回の検討連絡会議では議論されておりませんでしたが、それぞれ条例の目的の以下の下の（１）のところですが、「骨子案に盛り込むべき事項」という表記がされていたのですが、現在こちらの内容は「骨子案」あり、「盛り込むべき事項」を削除して「骨子案」とさせていただきました。

11ページは、まず項番２「区の行政機関の役割と責務」で、以前は「行政の役割と責務」という表記になっておりましたが、「区の行政機関」という名称に変更しましたので、この２番の項目名も「区の行政機関の役割と責務」という形に修正しております。また、骨子案の中身ですが、①、②、③いずれも主語が「行政は」という言い方でしたが、こちらのほうは「区の行政機関は」という形で修正させていただきました。また、①は、その「行政機関は」の後の「区民に最も身近な行政機関」という形で基礎自治体という表記を行政機関ということと、あと「最も」という表記を追加させていただいております。

４番の項目名称ですが、「行政運営」から「区政運営」に修正させていただきました。

また、①から⑤の主語も、いずれも「区の行政機関は」という形に修正させていただきました。①は、「区の行政機関は、行政の役割と責務」という言い方をしていたのですが、「その」という言い方に直しました。また、前記「行政の役割と責務」」というかぎ括弧の中、前の項目の名称が変更により、「区の行政機関の役割と責務」という表記に修正させていただいております。

③は、区の行政機関は、行政評価を実施し公表するとともに、その後「行政運営」という表記のところですが、「区政運営」という形に修正させていただきました。

14ページ。情報の公開・個人情報保護は、今までは「行政の役割と責務」の中に含まれていましたが、新たに項目立てをしたので、５番として「情報公開・個人情報保護」という形にさせていただきました。これに伴い、以下、住民投票と地域自治は項番が１ずつずれました。

14ページの情報公開・個人情報保護の骨子案の四角の中ですが、①の表記「区の行政機関及び議会は」という形で、議会も追加した形で骨子案としました。

②、こちらのほうも「区の行政機関及び議会は」と直しました。また、その後の議会が入ったことにより、「その」という指示語の形で表記を修正しました。

16ページは、④のところの表記のみ修正しております。こちらは、「区は」という表記だったものを「区の行政機関は」という表記に直しました。

それ以外の部分で若干修正させていただいた部分がありますので、そこの部分を御説明します。

目的の骨子案の、「この条例は」の後ろですが、「この条例は」、従前は「この条例の基本理念に基づき」ということで、「この条例」が重なるので、「本条例で定める」ということで次の２ページ目の基本理念、ここのことを指しているということで「本条例で定める」の表記に修正し、本日御提案させていただいております。

７ページ。前回も議論になっており、「議会の設置」で「区に区民の代表機関として、議会を置く。」という表記についても、ここの「区民の」について御指摘がございました。そのときの議論の経過を踏まえ、説明書きを追加しております。新たに追加した説明としては、下線部分、「また、ここでいう「区民の代表機関」とは、この自治基本条例は理念的な条例であることから、住民に限定せず、区民の意思を代表する機関として象徴的に捉えています。」ということで、「区民」と表記した説明書きを新たに加えております。

以上が、条例骨子案の修正内容で、新たな修正した箇所も含め、御議論いただければと思います。

座長

・一つは、前回ここで議論をした修正箇所を骨子案の文章として落とし込んでみたということと。もう一つは、今日この場で１の目的で、「この条例は、本条例で定める」と書き換えたらどうかというのと、区民の代表機関についての解説を追加したいと、こういう提案。

よいですかね。なければ先へ進みたいと思うが、よろしいか。

それでは、次は資料３の広報原稿、それから広報タイトル案についての説明を。

事務局

・資料３。中身は現時点で考えている広報原稿案になっております。

以前お話しさせていただいたとおり、タイトルの部分とサブタイトルの部分は、本日示した案を参考にして、検討連絡会議で決定するということになっております。

資料４、タイトル案のところの現行案で、こちらが前回事務局から示したものですが、それ以降、皆さんからの御意見また、これまでこの自治基本条例制定に向けた取り組みの中で使われているもの、また他のパブリック・コメント実施の時のものを、案として提示させていただいております。

座長

・これはタイトルとサブタイトルと、それぞれ決めるということ。御意見を伺う。

これはまさに好き嫌いの問題なものだね。案１が、話題になったのだが、「きほんのき」はどういう意味か。

→イロハのイというような形で、「きほんのき」と書いた。（区民委員）

→３案と５案を合わせて「みんなでつくろう！新宿区の未来（あした）」、「考えよう」ではなくて、「つくろう」ということで。（区民委員）

座長

・では、そうしよう。「みんなでつくろう！新宿区の未来（あした）」。「御意見をお寄せください」と。あと、後ろのほうの括弧は入れてくれるのだよね、開催日程表とか。

いよいよ骨子案の段階を超えて、素案づくりとなるが、現時点での課題を一応整理して、そして新たな論点、その他があれば検討する。

最初は、区民の定義をやろうと思うが、これは議会のほうで持ち帰りになっているということだね。その後、何か区民の定義について議論されたか。

副座長（議会）

・前提としては、これから動くみたいな話だったが、会派として持ち帰るという仮押さえということで、まだ進んでいない。

・字句にということで、提案した。何々に、何とか何とかと加えるということにして（会派に）持ち帰って、もうしばらくかかる。ということで、最後の最後ぐらいに、全部並べていろいろなところで調整というところあたりで拾っていただければ。

座長

・はい。

・次は、その他の用語だが、現在、区民と区長等が定義に上がっているね。協働については、今後定義するということだと。その他定義すべき用語があれば、ここで挙げておいていただきたい。

定義で今やっているのは、区民と区長等、協働は既に骨子案の中で言葉を１カ所使ったよね。とすれば、やはり説明は必要かなということか。

最初に見た骨子案をぱらぱらと見ながら、公共サービス。これは、地域自治区は単語としてはこれでいくということで落ち着いているわけだね。地方自治法上にも地域自治区というのがあるが、それはもう、ほうっておいて。それはだから、定義のところに書く必要があるということだね。

区長等は区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員並びにそれらの職員を言うと。

→この骨子案の１ページ目のところに「区長等」とあるが、骨子案の２行目。「区民、区議会、区長等の役割」と書いてあるが、それ以降のところで区長等というのは出てこない。だから、この骨子案のところ、解説のところで、この「区長等」の解説をすればよいのではないかなと、そもそもの４ページのところに書いてある「区長等」だが、「区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員並びにそれらの職員」というのは、これはすごく表現とすると不正確な表現なので……ここで文言整理をする必要があろうかと思う。

もう一つ、行政機関の定義が必要なのではないか、行政機関とは何なのか。（行政委員）

座長

・そうすると、今のところもちょっと整理がつくかもしれないね、区長のところ。

骨子案のチームで文章をつくらなければいけないと思うが、今の確認させてほしいが、「区長等」というのは、区長とその職員それから行政委員会及び監査委員事務局の職員、行政委員会の職員という整理だね。そうすると、行政委員会自身は、区の行政機関というところに……。

→例えば選挙管理委員会あるいは教育委員会というのは、それぞれ教育委員とか選挙管理委員というが、それらの行政委員に対して、行政委員会の委員に対しても、この条例が適用されるのかどうかというところを議論しないと。（行政委員）

座長

・少なくとも独立行政機関としての行政委員会は、区の行政機関には入れていない、この表現だと明らかに入れていない。総合的な計画に基づいてとか、いろいろなことを書いているね。したがって、この基本条例の中では、まず行政委員会というのがどこに位置づいているか、及びそれを構成している委員に対して、例えば職員の役割と責務がかぶっていくということになるのかどうか、その整理が必要だね。これだけは、たたき台がないと議論しようがないという感じがするね。

→やはり正式な定義を「区長等」の中に行政委員会を入れるべきではないと思う。

あくまでも戦後憲法のもとで、実際の長とは全く独立した形で、分権という形で行政委員会がつくられた経過を見た場合に、長の中にも、長の等の中にも行政委員会が入っているということは、いかにも、やはり長の本当に一部でしかないという見方がある。（議会委員）

座長

・賛成だ。やはり独立性は、きちっと尊重していかなければいけない。ただ、そうなると、個別の骨子案の中で、数カ所において「区の行政機関は」を「区長及び区の行政委員会委員は」に書き換えなければいけないところが出てくる。

例えば「情報公開・個人情報保護」のところは、「区の行政機関及び議会は」と言っているが、その行政機関に独立行政委員会及び監査委員等を入れるかどうかによっては書き上げておかないと、行政委員会は情報公開の対象にならないと、現実の情報公開条例は、実施機関に入っているよね。とすると、それを排除してしまうので、ちょっと整合性がとれない。

→説明のところでは、下からの１ページの４行目で、「ここで、区長等とは、区長、行政委員会とその職員を指しています。」というふうに、下から４行目に入れる。

委員会という機関も、その職員も「等」に入れた。ここで解説しているので、用語の定義では改めて入れる必要はないのでは。（行政委員）

座長

・今、見てみたら、区の行政機関の中に行政委員会を入れることは何ら問題がない。ただし、区の行政委員会に監査委員を入れるのは、やや論理的に問題が残る。そのことを前提にして監査委員を置いて、この行政機関についての規定を見てみると、二、三カ所はやはりひっかかる、その原則でいっ

ても。というのは、僕の意見は、条例の目的の最初の条文のところに、区民、区議会、区長等。「区長等」で行政委員会を述べるのは、やはり失礼な気がしてならないね。

だから、ここを「区民、区議会、区長及び区の行政機関」として、行政機関には行政委員会が入りますよとしておけば、後の後ろの「行政機関の役割と責務」で整合性がとれればよいのだが、11ページの「行政機関の役割と責務」の第２項目「総合的な計画を定めるものとする」というのが、ちょっと行政委員会には重い。それと、第３項目の「持続可能で健全な財政基盤を確保する」、これはそもそも権限から排除されているというところの整理と、それから13ページの第５項目「区の財政状況を公表する」、これも行政委員会にはあり得ないということで、そこだけ整理すれば、「区長及び区の行政機関として、その役割を明らかにする」とすれば、あと定義で区の行政機関とは何かという定義をしておけば、通用するかなと思った。

→地方自治法の第180条の５で、自治体の「執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。」で、１として教育委員会、２として選挙管理委員会、あと人事委員会は別にしておいて監査委員、これは全部執行機関ということで法律上くくられている。

行政機関イコール執行機関だと考えると、監査委員も含めて選挙管理委員会、それから教育委員会、全部この行政機関という形になってしまう。行政機関イコール執行機関というふうに考えてしまうと。そこは違うのであれば違うよということは、はっきり言わなければいけない。（行政委員）

座長

・執行機関で行政機関でないものはあるのかな。そういう意味では、監査委員も入れておいても何ら問題はないとは思うがね。誠実に、そして自主的な判断で行動しろ、それはそれで合っている。

問題は、そのように整理した場合、その区の行政機関に監査委員を入れたにせよ、後ろの区政運営のところの表現を、やはり主語を書き換えないと通用しないね。

例えば区の行政機関の役割と責務の３項などは、これは「区長は」と言ってしまうかどうか。「区長は、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めなければならない。」、というと何かしら、現実的な執務まで区長がやるようなニュアンスがちょっとあるけれども、しかし、これは行政機関のままで行政委員会を入れておくと、この文章は破綻すると。その上もそうだね。

これは新宿区の場合は、区は総合計画の議決というのは第96条２項で条例化したか。しているのだね。では、問題ないよ、ここは「区長及び議会は」と、11ページの第２項目だね。

→用語の定義に戻って、区長等の定義はこの条例では外していこうというところで、何となく話がまとまりそうだが。

やはり「区民、区議会、区長等の役割を明らかにし」と言ったほうが、わかりやすい、等の中に行政委員会が入っても悪くないのだという解釈ができるとすれば、この原文のままで条例の目的の骨子案を言ったほうが、あえて区長と区の行政機関をまた分けると違和感も出てくるかなと思うので。他の条例の部分で主語が本当はだれなのだというのは、別途と言ってはなんだが、さらに検討する必要はあるのかなというふうに思う。

・４ページの「区長等」の定義は、四角の中から外すというので、皆さん合意というようなことでよいでしょうか。（行政委員）

座長

・外す。

この１ページの文言を持っていくというのではなくて、持っていかないで。ことさら条文上の定義をしないと。それも一つの判断だね。

どうか。そうすれば、最小限の修文で済みそうだという気はするね。

では、１ページについては触らず、４ページの「区長等」という項目は落とすということにしよう。その上で、区分何とかの行政の役割と責務全体としてというのは、区の行政機関の役割と責務、それから職員はこれで大丈夫だね。区政運営、情報公開・個人情報保護、この３項目について、先ほどの方針でやった場合にそごが生じるところをどう変えるかということを検討チームでやっていただくということになる。

事務局

・整合性については、専門部会で案をつくっていただき、検討連絡会議に御提案いたします。

座長

・それでは、大変前向きでよい結論に至ったというふうに思う。そうすると、そのほかの定義のところは１が担当、チーム１がやるのか。

区民、それから協働とか、公共サービス、地域自治区などについての原案らしきものを示していただければと思うが。

→用語の定義だが、「区民」は必要な定義であって、そのほか「協働」というのが、１個しかないと、協働はこの自治基本条例で定めてしまうのではなくて、それは逐条解説なりでよいのではないかと思う、用語の定義自身は必ず必要だというのは、区民の定義だけなのではないかと。

すべての用語を自治基本条例の用語の定義でしてしまうのは、厳しいのかなと思う。（行政委員）

座長

・今日出た議論を総合すると、どうもそういうことのようだね。

「区長等」も解説でいくというので、定義から外すと。協働も、いわば解説レベルで了解しておくということでよいか。区民検討委員も、よいか。

では、定義は区民という言葉は正しく定義されていればよいとした上で、先ほど区の行政機関にかかわるチェックについては専門部会でやっていただいて、報告をいただくと。

３番、住民投票は、発議要件と投票権者については、この基本条例に盛り込むか、その場合はどこまで盛り込むか検討するとなっているが、これは区民討議会でも区民アンケートでも問うていないが、それらの結果も踏まえながら素案策定に向けての検討課題として共有すること。よいかね。

→区民討議会、区民アンケートとか、要するに、その後やったいろいろな動きを参考にしながら考えましょうという方向性になっていたと思うが、区民討議会でも、発議者とか投票権者について議論してはなよいのだよね。要するに発議者の割合とか投票権者について聞いているということではない。そうすると、ここの中でどうするかということを決めざるを得ないということだと思う。（議会委員）

座長

・まず発議の要件と発議権者について、基本条例に明文を置くか、それとも別に定める条例で決めればよいとするか、まずここを判断しなければならないと思うが、どうか、御意見を伺う。

・例えば新宿区内に住所を有する区民はとか、あるいは、住民は例えば12分の１以上の署名を集めて住民投票を発議できるとここに書くかどうか。その場合には、当然だが、何分の１と書くのかという決断をしなければならない。

→区民検討会議では、別の条例で定めるという言葉で全部包括されると、そこの中に条例をつくるときに区民が入っていけないと。だから、最低限でも発議権者と投票権者の部分は入れてほしい。それで、その中で発議権が６分の１以上と、そのときに、議会委員からそれはまだハードルが低い、高くしろというお話があったが、そのままずっと討議しないで、この骨子案ができてしまった。（区民委員）

→議会とあるのは、この作業部会の骨子案でまとまっているわけ。これ以上のことで５分の１、６分の１、あるいは投票権者は、書き込むべき必要はないという議論と書き込むべきだという議論と、書き込む場合は何分の何なのだという、ここはまだ定まってないところだから、もしそこを議論するということなら、もう少し小委員会に時間をいただきたい。

このメンバー（検討連絡会議の）だけで住民投票の発議権者だとか何かを全部決めてよいのかということにも、例えば別に定める条例のところの今までやってきたような解説のところに、区民案の６分の１なり18歳以上ということに基づき、区民の皆さんが入った検討会議、条例検討委員会で十分な議論をしていただくことをここで申し送ると。（議会委員）

座長

・これは自治体の憲法であるとすれば、この住民投票というのを民主主義的な基本権と考えるかどうかにかかわるが、私は結構住民にとっての権利ではないかと思っているから、それを欠落させておいて議会の判断で入れる、入れないができるような仕掛けでよいかどうかと。

→議会としては、この骨子案のとおり。しかし、自治基本条例のそれぞれ条文は大事だが、特に究極の住民参加を保障するという、そういう立場からすると、ここはきちんと発議者、投票権者を入れる

べきと思っているが、そういう意見と、それから理念条例だから、別条例に任せると。したがって、数字を入れるということは避けるべきだという意見があり、まとまっていない。（議会委員）

座長

・一番大きなのは、それで議会内の合意が形成できるかということだろうと思うが、専門部会はそれじゃ不都合だというのはあるか。

→住民投票をやること自身に対して不都合があるかないかという話であるならば、一定程度の、相当なお金がかかるが、やるとなればやるというふうになるとは思う。ただ、18歳なのか、外国人も含むのか、というのは、一般的に考えれば18歳以上で、当然外国人も含むといったように、自治基本条例をつくる際はなるであろうと思いながらも、その辺の合意というのがここにいらっしゃらない区民の方々も含めて、いかがなものなのかというようなところまで考えれば、今日はこの結論を出す日ではないとは思う。（行政委員）

座長

・区民検討会議では、相当詳細に請求権者と投票権者に分けて、請求権者も18歳以上で外国人含み、投票権者も18歳以上で外国人を含む、発議権は住民の署名と議会の議決と区長の発議ということか。

相当詳細に検討されたと思うが、それを１つはその詳細な設計の場合に言ってみれば合意についてこられるか、という行政の立場としてのものが１つ、もう一つは区民の多くがそれについてオーケーという、そういう環境があるかどうか。もちろん何分の１にするかというのは、今出たが、１回やると億という金がかかるので、毎月署名が集まってくるようなのじゃまずいな。

→前文並びに基本理念は基本条例の顔であり、そして心臓はあくまでも住民投票だと、ここに区民が一番関心を持たなきゃいけないし、持ってもらいたい。それほど大事なところだ。（議会委員）

→区民の一番大事なところだと思う。区民の盛り上がりをもってもらうと、（ここの）我々だけが燃えていたのでは何もならないと思う。やはり区民にもっともっと浸透させて、別条例をまた今回のように３者でしっかりとたたき上げていくことも１つのやり方じゃないか。（議会委員）

座長

・要するに、別に条例で定める。その条件が熟すというか、盛り上がりの中でつくるべきだと、ここでの判断じゃないと。

→盛り上がるということになれば、「18歳」をしっかりと明記したほうが若い方々の区政への目を向けてもらえる本当のチャンス。それを隠してしまっては、もうただ住民投票ができるのだ、だけで終わってしまう。（区民委員）

→まず、物事って数字が必要だと思う。数字の力は、結構あると思う。だから、ある程度数字は入れておかないといけない。ぜひよろしくお願いしたい。数字を入れてください。（区民委員）

→一番大事なところは住民の皆さんが区長や議会の議決を経ずに強制力をもって住民投票を実施することができるというところを組み込んだところが、議会も含めて議決していくところで言えば、大きな転換点だと思っている。さらにもっと議論は詰めて努力するが、そこはぜひ御理解いただきたいと思う。（議会委員）

→議会の方たちは非常に難しい問題だと思うし、結局議会にそういうような形で何回もお任せはしているが、やっぱり時間がかかる。だったら、ここで一たん決めたほうがよいのではないか。一定の方向性だけはつくっておかなくちゃいけないような気がするが。（区民委員）

→結構（議会）小委員会でも言っているが、議論してないわけじゃなくて、議論してきてここまで結局分かれちゃっている意見だということは、御承知おきいただきたい。（議会委員）

座長

・議論はジエンドと、少し現状みたいなものをちょっと洗ってもらって、資料をつくってもらったらどうなのだろうか。基本条例は今180本ぐらい制定されているが、７割以上の条例には住民投票についての具体的な規定が入っている。その規定を使って住民投票が発議された事例があるのかどうか、それがないのは例えば何分の１というハードルが邪魔しているのか、そもそもそのような投票にかけるべき課題にまだ逢着していないと見るのかと、いろいろな要素があるが、実は議会にとっての権限の大きな論点だというふうに受けとめられているが、大して出てはいなくて、住民投票で話題になっているのは、合併の住民投票は200本ぐらいやった。

政策をめぐってというのはほとんど今動いていなくて、そのことは実はむしろそっちのほうにこそ、

配慮していただいて、これはハードルが高すぎるのではないかと、６分の１でも高いのではないかとかという議論こそ、議会のほうは私はなっていただきたいなと思うぐらいに実は行使されていない実態があるということだ。

区民検討委員の方たちも少しある種説得のようなものをまた準備しながら、少し議論を煮詰めていかないと、そっちがうんと言わない限りは動かないよということでは……。

次は４から７までは、前文、それから区分：H、条例の見直し等、Ｉ、国や他自治体等との関係、Ｊ、その他、教育・子どもなどというこれ、検討チームに一応振り分けたところなのだが、まだ３者案がそろっていないという状況。これはそのまま検討チームに引き継いだ状態でよいわけだね。

事務局

・前回、検討チームへの分担は決めましたが、まだ盛り込むべき事項の案が出そろっておりません。１回全部出そろったところで、全体で一回意見交換をし、その後各検討チームに引き継ぎたいと考えており、恐らく次回の検討連絡会議では区民検討案をお示しできる、前文まで含めてお示しできると思いますので、次回それについて３者で検討した後、検討チームに引き継ぎたいと考えております。

座長

・前文、区分：H、Ｉ、Ｊについては、次回それぞれの案を出していただいたところで議論し、その上で検討チームに引き継ぐということにさせていただく。

今日は区分：H、条例の見直しについて議会案が先ほど示されたので、それのまず説明を。

副座長（議会）

・「社会情勢の変化に基づき、〇年以内に区民参加により検証を行い必要に応じて措置を講ずる」ということで、こういう文章で、多分これは皆さん方が出されたの、今ちょっと手元にもとのものがないのでだが、それを調整して文言を合わせたということだ。

副座長（区民）

・区民案はまだ固まっていないが、何年以内にを入れることがよいように感じた。行政案はその部分が入っていないが、その何年以内が絶えず見てなきゃいけないと。

→〇年以内。例えば、５年ごとに見直しをするという条例はほかにあるが、例えば国の法律が変わって条例を見直すというふうな事態が生じかねないということからすると、５年も待っていられないね。したがって、〇年以内にということで我々はつけた。（議会委員）

座長

・区民案でここに入っている区民参加というのが例えば条例の（進行）管理委員会のようなものをつくっていくとすれば、そこの発議をどう位置づけるとか、区民参加との関係をどう見るか、ということの調整が必要になろうかと思う。お待ちする。

それでは、区民検討会議で議論をしていただいた結果を受けて、それが出たところでこれをたたくということにする。

最後に素案の策定に向けて検討すべき課題として今まで出てきていないものがあったら、出してということだが、例えば、コンプライアンスを入れておくとか。区切ってやってきたので、全体として何が落ちているかということは、まだちょっとうといなという気はする。

今ここで特になければ、素案の段階までにはまだ新しくこの項目を入れるべきだということを議論しなければならないので、少し自覚的に気にとめていただいて、あればその都度出していただく。

それでは、一応第２の議題についてはこれで終わる。

３番目に地域懇談会の開催についてということです。

事務局

・地域懇談会は、資料８でチラシについては本日案をお配りしております。まず、地域懇談会でやるべき内容とその分担について御検討いただきたい、ただ分担は本日の副座長会の中で一定の役割決めをさせていただいた。その副座長会で出された提案も含めて御議論いただきたいと思います。

役割分担は、検討連絡会議委員の分担制にすると、副座長会の中ではそれぞれの会（チーム）６人の分担を決めましょうと。１開催当たり検討連絡会議から６人参加いただいて、その役割を担っていただきましょうということで議論させていただきました。

それぞれ６人の方がそれぞれの検討チーム１から３の満遍なく御出席いただくということを考えたほうがよいと、それから区民代表委員、区議会委員、区職員委員がそれぞれ均等に入っていたほうが

よいだろうということで、一応案として提案させていただくこととしました。
８月３日の牛込箪笥地域センターは、区民代表委員からは高野委員と大友委員、議会委員からは山田委員と佐原委員、区職員委員からは野澤委員と折戸委員、この６名で担当していただきたいと。
８月５日、木曜日の戸塚地域センターは、議会委員からは根本委員と久保委員、区民代表委員からは土屋委員と野尻委員、区職員委員からは針谷委員と木全委員。
８月７日、土曜日、四谷地域センターは、区職員委員からは針谷委員と木全委員、議会委員からは小松委員とあざみ委員、区民代表委員からは樋口委員と斉藤委員で、一応仮の分担を決めさせていただいたところです。
当日の冒頭あいさつは、そこに出席いただいた副座長が当たるということで、８月３日、牛込箪笥地域センターは高野委員に、８月５日、戸塚地域センターは根本委員にあいさつをいただくと。８月７日、四谷地域センターは、針谷委員からごあいさつをいただくということで、一応仮で分担を決めましたので、内容とあわせて御議論いただければと思います。（分担についてはその後、訂正済み）
・本日はその開催、今の担当でよいかどうかということと、その行う内容について、例えば中間報告会でやった形でそれぞれ委員の方からこれまでの検討経過並びに骨子案について御説明いただいた後に参加者との質疑応答、意見交換を行う形でよいのか等検討していただければと思います。
→役割分担は副座長に任せて、このメンバーに提示をしてもらえばよいと思うが。（議会委員）

座長

・そう思うね。
・それぞれの委員の方の役割とか担当は、副座長会で検討してもらって、具体的にはその６人で相談して決めてもらわなきゃしようがないので、あとは、基本的な進め方、この３回を共通して、こういうやり方でいこうということだが、骨子案を説明して、それについて会場からの質疑に答えていくと、こういうことになるが、問題はそこがちょっと実際にやられる方たちというか、副座長のところでやってもらえばよいが、例えばだれか一人が全部通して説明するのか、部分、部分でやるのかとか、そういうテクニックはあると思うが。

副座長（行政）

・副座長会で、１つはパワーポイントが必要だろうと、骨子案の部分に何か絵をつけるなりして、ごらんいただけるようにした上で、この説明欄をそのまま読んでいただくのかどうか、それは事務局側で検討させていただき、３つの会場で同じようにできるということがまず１点と。
あとは各チームから出てくるので、各チームのところで６人全部がそれは説明するか、３人がよいのかというのはあるが、話し手がかわったほうが、また新たな形でペーパーに目を落としていただけるのかなという話もさせていただいたので、その辺をまた副座長会でもみたいと思う。

座長

・ほとんど骨格は決まっていて、それぞれの分野ごとだから、そのうちの２人いるどっちかはやるということだね。そういうことを委員の皆さんとも相談しながら個別にどなたがパワーポイントの説明をするのかとかとも含めて、お願いする。
・そもそも私たちは基本条例をつくるというのはどういう意味かみたいなことをどなたか総論で触れていただきたい。
先ほど新宿区のあしたをつくっていくために、システムと考え方というものを確立しておくのだよというのを。ニュアンスは違っても、内容は同じことを言ったほうがよいと。そういう意味では、結構この間から区民討議会から含めて、私も長いこと基本条例づくりに携わってきたが、こんなに委員の皆さんが忙しいのは初めてだが、もうしばらく、頑張っていただきたいなと思う。

事務局

・資料８、現在のチラシ案。タイトルのスペースは今回の広報原稿のタイトルに合わせようということで、今タイトルが決まりましたので、そのタイトルを「みんなでつくろう、新宿区の未来」ということ。それ以外の部分でその中身について、何か御指摘があれば御指摘いただければと思います。
→これは新宿区自治基本条例という仮称は要らないか。（議会委員）

事務局

・今回、区民討議会とか、そういう場合についても、外に向けて出す場合は仮称を基本的に取るという形ですが、本文中に１カ所誤解があるといけませんので、仮称という形で入れている部分はあり

ますが、タイトルについては仮称を落とさせていただいています。

座長

・このタイトルの部分を埋めて、オーケーということにする。

→そろそろ条例の名称、区報か何かでネーミング募集とか、何か一つやるのも知らしめる意味でよいのではないかと思って。（区民委員）

座長

・募集してもそうバリエーションがある世界じゃないと思うが、ＰＲね。

しかし、やるとすれば「広報しんじゅく」を使わざるを得ない。

→２年以上こうやって議論してきて、たたき台をつくった上で、こういった案が出てますよ、どうでしょうかとやるならともかく、全くフリーハンドで募集するというのは、何かもう少し考えたほうがよいのではないか。（行政委員）

事務局

・区民アンケートの回収率の集計は、本日現在902通の回答があり、回収率は36.08％で、一応最低限の目標と設定していた35％を超えたということを御報告とします。

連絡事項で、次回の議題ですが、前文と区分：H及び区分：Ｉの項目が基本的に区民検討会議の案が多いですが、こちらのほうからお示しできる予定です。これを３者で意見交換をし、その後に検討チームに引き継ぎたいと思います。また、区民討議会の報告書及び区民アンケートの集計結果の速報版が御提示できる予定。その概要について御説明いただき、意見交換後、その内容についても各検討チームに引き継ぎ、素案に反映すべき事項について検討させていただきたいと考えております。

事務局

・本日のまとめですが、条例骨子案及びパブリック・コメントについて、条例骨子案につきましては、この場で了承いただいたのですが、（２）の部分の用語の定義の部分で資料５の区民等の定義は、資料５の４ページの部分から削除するということです。そのほかで区長等の部分で行政委員会の独立性の問題の整理をどうするかということで議論がありましたので、区の行政機関の役割と責務ですとか区政運営、情報公開・個人情報保護等の部分は、専門部会で案をつくっていただいて、次回以降示していただいて、検討するということです。また、そのほかの（２）の条例素案の策定に向けての検討事項につきましては、引き続き今後も議論していくということです。

あと地域懇談会は、事務局の示したとおりで了承ということです。

あとパブリック・コメントの案は、「みんなでつくろう！新宿区の未来」、サブタイトルが「（仮称）新宿区自治基本条例の制定に向けてご意見をお寄せください」で了承を得ております。

座長

・それでは、次回の予告を。

事務局

・次回ですが、７月15日、木曜日、６時半から、場所は同じく第２委員会室で開催させていただきますので、よろしくお願いたします。

座長

・本日はこれで閉会といたします。

どうも、お疲れさま。

散会　午後　８時３６分